

青森県報

第三千三百八十四号

平成二十三年
五月九日
(月曜日)

目次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………

(青少年・男女共同参画課)……………一

農業振興地域の指定……………

(構造政策課)……………一

農業振興地域の指定の一部改正……………

(道 路 課)……………二

道路の区域の変更……………

(道 路 課)……………二

道路の供用の開始……………

(同)……………二

公 告

建設業者の許可の取消し……………

(中 南 地 域 民 局)……………三

出先機関……………

土地改良区の定款変更の認可……………

(西 北 地 域 民 局)……………三

選挙管理委員会……………

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体……………

(事 務 局)……………三

告 示

青森県告示第四百二十四号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十三年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
一三〇六	書籍	恋愛美人if 四月号	セブン新社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
一三〇七		恋愛宣言PINKY VOL.六	秋水社	
一三〇八		恋愛熱情ラブパッション 五月号	一水社	
一三〇九		絶対恋愛SWEET 五月号	笠倉出版社	
一三一〇		恋愛天国パラダイス 五月号	竹書房	

青森県告示第四百二十五号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

その関係図面は、青森県農林水産部構造政策課及び三八地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

地域名	区 域
	南部町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域 1 大字沖田面字南古館、字土城後、字塚ノ越、字土城前、字外又、字門前下、字上村及び字門前の区域

南部地域	<p>2 大字大向字中居構、字飛鳥、字下夕構、字湧口、字小波田、字経ヶ森、字田ノ上、字泉山道、字勘吉及び字森合の区域</p> <p>3 大字大向字田ノ尻、字船場平、字明土、字後構、字後渡、字佐野平及び字上野の区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域</p> <p>4 大字大向、大字高瀬、大字法光寺、大字鳥舌内及び大字鳥谷の区域のうち、標高二五〇メートル以上の区域</p>
------	---

（「次の図面」は、省略する。）

青森県告示第四百二十六号

昭和四十六年十二月二十五日青森県告示第千十九号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

表の6 南部地域の項を次のように改める。

1	番号	図面	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	石無坂鹿田線			三戸郡新郷村大字戸来字馬場野二三の二から三戸郡新郷村大字戸来字馬場野二二まで	前 後	五・五四メートルから九・五七メートルまで 一・六・四四メートルから一・五八メートルまで	四一・四五メートル 四一・四五メートル	

平成二十三年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年六月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

6	13	表の13名川地域の項を次のように改める。	表の16福地地域の項を削る。
---	----	----------------------	----------------

青森県告示第四百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年六月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日

県道石無坂鹿田線

三戸郡新郷村大字戸来字馬場野二二三の一から
三戸郡新郷村大字戸来字馬場野二二二まで

平成三〇 五 九

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 末広建築工務店
- 二 氏名 工藤 真由美
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字乳井字大清水一六の二三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一五四一五号
- 五 取消年月日 平成二十三年三月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十三年三月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、市浦

土地改良区の定款の変更を平成二十三年四月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年五月九日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十三年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年五月九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
大関正光後援会	大関 夜恵子	五十嵐 新	一 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山
工藤久夫後援会	工藤 久夫	工藤 広治	四 三戸郡南部町大字福田字町中
政経調査会フォーラム21	松森 俊逸	斉藤 晃一	北津軽郡板柳町大字福野田字実田四五の一〇
正進会	大関 夜恵子	五十嵐 新	一 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山
中嶋康夫後援会	福岡 貞吉	中嶋 絹代	むつ市大畑町新町七九
羽柴秀吉後援会	山本 晴美	白川 豊則	三戸郡田子町大字田子字土橋道ノ上二七

りんごオフィスイ たやなぎ	松山明後援会	まつもり俊逸を励 ます会
斉藤 晃一	佐々木秀太郎	坂本 豊昭
松森 栄悦	佐々木 正良	斉藤 晃一
北津軽郡板柳町大字福野田字 実田四五の一〇	北津軽郡鶴田町大字冲字岡田 三〇二の一	北津軽郡板柳町大字福野田字 実田四五の一〇

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭